

# 稽古館成立に関する一考察

羽賀興七郎

はじめに

七代藩主信寧時代（一七四四—一七八四）の宝暦六年（一七五六）以来一般藩士のため評定所において二、七の定日に儒者戸沢半左衛門が儒書の

講釈をしている。その後明和二年（一七六五）より儒醫山崎圖書（一七三二—一七九九）は評定所において二、七の定日に儒書を藩士に講じているが、寛政三年（一七九一）三月二十一日には兵書の講釈日を五の日に定め、同年五月七日には醫書の講釈日を九日に定めている。儒書・兵書の受講資格は希望の藩士であり、醫書は藩醫・町在の醫者であり強制を伴っていた。武芸を奨励したことは勿論である。儒・兵・医の三科目の評定所における講席の制定は寛政八年（一七九六）創設の藩校稽古館の前身をなすものであって、稽古館の組

織、運営またその変遷は不十分ではあるが概に紹介されている。工藤主膳は遺稿『旧藩学校調』において藩校の創設に關してのさのうに述べている。

「八代藩主信明（一七六一—一七九二）は学を好み、節儉、慈仁、民力を養ふを以て先とし、学校を建設するの志あるも、寛政三年六月廿二日江戸にて卒し、嗣なき故分知黒石藩寧親を迎へて家藩を継がしめている。一族に津輕永孚あり、一門重臣にして若年なりといへども博学宏門卓越より、老儒山崎圖書猶存し、その門人伴才助、唐牛大六、葛西善太、工藤民助の四人四傑と稱し、其他圖書に薰陶せられたる儒臣の盛なること此時を最とす。故に永孚先主（八代藩主信明）の志を継ぎ、当主に建して大に学校を築くの

挙に及べり。乃ち葛西善太を林家に遣わし、学校創設の事を諮詢せしめ、且つ山崎圖書往年諸国学校の制を歴見するを以て絵圖を以て上申せしめ、寛政六年九月に学校造営の敷地を設定したのである。

右の引文は稽古館創設の表面的な記述であるが、藩校創設の背景をなすもの即ち当時の弘前藩の様について私は一つの考察を試みたいのである。

註(一)文部省編『日本教育資料』参

青森県編『青森県史』才二卷

青森県史蹟名勝天然物調査会『史蹟天然記念

物調査報告』才一輯

宇野哲人、乙竹岩造外『藩学史談』

工藤主膳『旧藩学校調』

下沢保躬『陸奥国弘前藩学校沿革調』

棟方黙斎『稽古館創記』

工藤行一『封内事實苑』

笹森順造『東奥義塾再興十年史』

棟方悌二『松陰先生末訪当時の弘前藩』

(大正八年三月三日―五日東奥日報掲載)  
東奥義塾『東奥義塾略史』

### 一 藩士の土着制

津軽領は天明二年(一七八二)の半作、翌天明三年二月十日岩木山の噴火あり氣候異常で皆無作であった。米不足のため糶米なく七月廿日には青森の窮民約三千人の家潰騒動あり、同月廿二日鯨ヶ沢町にも家潰騒動が起りかけ、また廿七日の夜には広須・木造新田の百姓約八百人が弘前城近くの石渡川原に集り、給米等の強訴に及んでいる。以上の事件の責任者は何れも微罪として許されている。この年の十二月二十五日、幕府より難民救恤のため一万兩の借金が許可になった。弘前藩御国日記天明四年六月三十日の条に

一 去秋飢饉ニ付 御郡内餓死之者共惣調在之通  
覚

去九月々当六月中迄御郡内飢渴死亡之者惣人

数合

八万千七百式人

内 男 四万六千八百八拾式人  
女 三万四千七百九拾六人

右之内

於弘前町々死亡之者

四千四百九拾六人

於九浦死亡之者

四千五百三人

於施行小屋死亡之者

三千式拾六人

於在々死亡之者

六万九千六百七拾七人

惣括

八万千七百式人

右之通申出候

乙あり、総いて四年も皆無作同様ニ、以来慢性的凶作の連続であつた。

七代藩主信寧（一七三九—一七八四）は天明四年（一七八四）閏正月に卒し、八代藩主信明（一七六二—一七九一）は天明四年二月に襲封してい

る。天明三年の暮、幕府より一両を十今年の年賦で借用して、全四年の暮には千両を返済しているが、全五年の十二月晦日に延納願を差出している。その願書は当時の状態を知るための好資料であるためつぎに掲げる

覺

私領分年々多分の填毛御座候所、去年（天明三年）卯年古末々無之大凶作（全四年）付、其節御届申上候通田畑收納皆無ニ而、前年（全四年）之作柄積不熟之儀故、七月初より米穀無御座、領内拾七万人余之扶助難相成、所々土民及飢渴ニ騒動仕候間、近国買入米仕、々々種々手当申付候得共、翌三月近哉雪中之凌方無御座、奉願金壹万両拾今年賦上納之積ニ而拜借被仰付、以御威光、家中并人民扶助之基まで相成、近国親類共江茂入米相頼、至而少々宛之夫喰相渡、可也取続罷有候処、（天明四年）去春私家管、彼是物入等多御座候上、去辰年（全五年）我領分中疾病流行仕、死去之者多、田畑五歩通之荒地ニ相成、植付候分（全五年）百姓努力無御座、農業之働枝行届不申候処、剥去夏

早魃<sup>ニ</sup>而、高四万六千石之内三万七千四百三拾四石余外<sup>ニ</sup>新田拾六万千貳百五拾石余之損

毛<sup>ニ</sup>而難<sup>ニ</sup>涉<sup>ニ</sup>極<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>候得共、右<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>納<sup>ニ</sup>初<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>儀<sup>ニ</sup>、  
御座候間、家中之者共者勿論人民之夫食迄、

薄<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>凌<sup>ニ</sup>我<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>覺<sup>ニ</sup>束<sup>ニ</sup>程<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>処<sup>ニ</sup>、去<sup>ニ</sup>暮<sup>ニ</sup>金<sup>ニ</sup>千<sup>ニ</sup>兩<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>納<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>候。前書之通凶作引統、勝手向心至<sup>ト</sup>差支、

当秋之收納而已之力<sup>ニ</sup>而一統取統可申<sup>ニ</sup>処<sup>ニ</sup>、去々<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>末<sup>ニ</sup>夫<sup>ニ</sup>食<sup>ニ</sup>差<sup>ニ</sup>支<sup>ニ</sup>、反<sup>ニ</sup>飢<sup>ニ</sup>渴<sup>ニ</sup>、木<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>実<sup>ニ</sup>、草<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>根

等<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>助<sup>ニ</sup>命<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>座<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>哉<sup>ニ</sup>、去<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>より<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>統<sup>ニ</sup>疫<sup>ニ</sup>疔<sup>ニ</sup>流<sup>ニ</sup>行<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>、死<sup>ニ</sup>亡<sup>ニ</sup>人<sup>ニ</sup>夥<sup>ニ</sup>敷<sup>ニ</sup>、当<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>耕<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>手<sup>ニ</sup>当<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>向<sup>ニ</sup>

不行<sup>ニ</sup>届<sup>ニ</sup>手<sup>ニ</sup>余<sup>ニ</sup>地<sup>ニ</sup>夥<sup>ニ</sup>敷<sup>ニ</sup>、其<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>附<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>場<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>我<sup>ニ</sup>季<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>順<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>、皆<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>同<sup>ニ</sup>様<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>儀<sup>ニ</sup>而、家<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>扶<sup>ニ</sup>助<sup>ニ</sup>我<sup>ニ</sup>窮<sup>ニ</sup>民<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>

手<sup>ニ</sup>当<sup>ニ</sup>、聊<sup>ニ</sup>出<sup>ニ</sup>末<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>、難<sup>ニ</sup>涉<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>極<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>間<sup>ニ</sup>、此<sup>ニ</sup>節<sup>ニ</sup>拜<sup>ニ</sup>借<sup>ニ</sup>金<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>願<sup>ニ</sup>度<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>、去<sup>ニ</sup>々<sup>ニ</sup>仰<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>拜<sup>ニ</sup>借<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>仰<sup>ニ</sup>候

上<sup>ニ</sup>、猶<sup>ニ</sup>又<sup>ニ</sup>難<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>願<sup>ニ</sup>、品<sup>ニ</sup>々<sup>ニ</sup>手<sup>ニ</sup>々<sup>ニ</sup>盡<sup>ニ</sup>、取<sup>ニ</sup>統<sup>ニ</sup>方<sup>ニ</sup>最<sup>ニ</sup>早<sup>ニ</sup>勤<sup>ニ</sup>弁<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>罷<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>。依<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>節<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>納<sup>ニ</sup>金<sup>ニ</sup>千<sup>ニ</sup>兩<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>儀<sup>ニ</sup>、差<sup>ニ</sup>当<sup>ニ</sup>

相<sup>ニ</sup>調<sup>ニ</sup>兼<sup>ニ</sup>当<sup>ニ</sup>惑<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>極<sup>ニ</sup>仕<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>間<sup>ニ</sup>、誠<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>恐<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>儀<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>座<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>、格<sup>ニ</sup>別<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>儀<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>、当<sup>ニ</sup>暮<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>納<sup>ニ</sup>金<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>分

御<sup>ニ</sup>差<sup>ニ</sup>延<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>、此<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>取<sup>ニ</sup>統<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>様<sup>ニ</sup>、何<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>憐<sup>ニ</sup>愍<sup>ニ</sup>、  
宣<sup>ニ</sup>御<sup>ニ</sup>沙<sup>ニ</sup>汰<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>願<sup>ニ</sup>候<sup>ニ</sup>。以上<sup>一</sup>

既に述べたように天明二年は半作であったが、御  
国日記天明二年十二月一日の条に

一今日大目付融左之通

覚

当年御領分作毛不熟<sup>ニ</sup>付、町在者不及申、御  
家中<sup>并</sup>寺社共<sup>ニ</sup>雜<sup>ニ</sup>飯<sup>ニ</sup>・粥<sup>ニ</sup>等<sup>ニ</sup>相<sup>ニ</sup>用<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>、万<sup>ニ</sup>端<sup>ニ</sup>質<sup>ニ</sup>素

いたし、銘々取統方致覚悟候様、被仰出候。  
此旨惣融可被申融候。以上

十二月

大目付中

とあり、翌三年における食生活に藩当局は重大警  
告を發している。三年七月には食量難のため青森  
騒動等が惹起している。ところがこの年は大凶皆  
無作といわれ、九月より翌四年六月までの調査に  
は死者八万千七百二人と報告され、五年における  
幕府に対する上納金延納願には「領内拾七万人余  
之扶助難相成」とあり、三年頭初における私前藩  
の人口には大凡二十五万と推定されるため領内人  
口の約一三が餓死したのであった。御国日記天明  
四年三月十日の条に

一 郡奉行申出候。去年凶作ニ付、村々離散、其外死絶等ニ而、明家ニ相成候分、此節御用人向不宣候ニ付、取片付候様被仰付度旨・尤濱家舅教之儀者、当秋至リ可申上旨申出之。伺之通申付旨申遣之

とあり、村潰や死絶のため明家も生じている。當時百姓・町人は勿論のこと藩財政は上納金延納願より推量されるように困難を極め、従つて藩士の給與も不十分であつた。領内復興のため、に藩士在宅すなわち武士土着制が採用されたのである。御国日記天明四年十二月二十八日の条に

一 今日大目付融左之通

此節薩田多有之ニ付、御家中致在宅、廢田等取立之存念之族、有之段被爲及御聞、忒之儀ニ被思召候。併御先祖妙心院様被爲定置候御手段を被爲乱候儀、俾被思召候。惣而御奉公向專一ニ心懸之族者、此表ニ罷在出精可被相勤候。廢田取立之儀茂御国益之助御奉公同様被思召候ニ付、御先代之御症ニ被爲背候重キ

筋より者候得共、被任其意、御給祿之高ニ定し、地面割渡、在宅被仰付候間、勝手次第割渡可被仰付候。右之分者、末秋御收納可被仰付候。猶郡奉行江被仰付候間、可被申談候。乍去此節、御手線不被爲届、難波之御場合候得者、引越・其外入用ニ付、御手当願前線渡等之儀申出候而茂不被仰付候。罷下之上ニ而、假令如何様之差支之儀有之共、不被及御沙汰候。左御扶持方、御手当錢等之儀者、末秋出作所整造ハ、是迄之通。猶出作之上御沙汰可被仰付候。且勤仕之儀茂末一今年御用捨可被仰付候。斯被仰付候者、急度成功相立候様、可被致候。若又心得違之族、勤仕茂無之、利欲之筋而已ニ而、人情相乱し、山林澤野を荒候儀於有之候者、急度可被糺明候。随分取メ成功相立候様、可被相心得候。此旨惣融可被申融候。

十二月

大目付

とあり、四年八月の調査によれば、水田荒廢二万

三千九百九十七町五畝廿五歩、畑の荒廢六千九百三十一町八反五畝二十四歩であつた。<sup>(2)</sup> 飢饉の上納金延納願によれば全耕地の約半分(五歩)に相当するたの荒地復興が藩当局の急務でなくてはならない。

弘前城は二代藩主信牧時代(一六〇七—一六三一)慶長十五年(一六一〇)二月十五日罹災し、鷹岡城と称した。早くも翌十六年正月には旧城堀越より町方は鷹岡城下に引越を命ぜられて町割も出来、今年五月には新城も大方完成して旧城より藩廳も引越している。<sup>(3)</sup> こゝにおいて弘前城と改めている。城郭は本城・二之丸・三之丸・西之郭・栗町・諸士屋鋪よりなり藩士の家敷は主に城内にあつた。四代藩主信政時代(一六五六一—一七一〇)元禄九年(一六九六)十一月七日諸士の中屋敷所持しないものには拜領、所有するには屋敷替を命じ、大部のものは城外に引越となり、その後五代藩主信寿時代(一七一〇—一七三三)宝永二年(一七〇五)三月六日には城内に居住していた藩士に対して全員城外に屋敷替を命じ、この時初め

て藩士は全員城外居住となつたのである。<sup>(4)</sup>

四代藩主信政(一六四六一—一七〇〇)は津輕中興の英主であり死後高岡靈社祭主となり、明治十年六月藩祖篤信(一五五〇—一六〇七)を同社に合祀したものが現在の岩木村百沢村高岡神社である。藩政時代には五代藩主信寿以来弘前藩に關する重要事項はすべて同神社の神前に奉告された藩内オ一の神社であつた。信政時代に弘前藩の政治、經濟の安定策が充足し、諸法令が定められ、新田開墾・治水工事・植林事業が盛んに営まれた。以上の事業は今日でも農民がその恩恵をうけている。また殖産興業も奨励され、他面文運向上策も採られ、各方面の指導者の召抱をしたのであつた。兵農分離として家臣団の城下町集中、また有力商人の城下町居住、城地は領内の中心地に設定することとは近世城下町の形成発達の特性であつたが、天明三・四年の大凶荒の復興作として藩士の土着制は従来の藩政の方針に背くため、藩士の希望を容れて実行すると断つてしかも希望者に限つたのである。また御国日記寛政二年十月一日の条に

覺

去ル<sup>(天明三年)</sup>仰年凶作以末一統難儀之申内、近年諸色

高直<sup>ト</sup>付、小給<sup>ト</sup>て家内多之族、月々渡方引

足兼、難儀<sup>ニ</sup>候間、男女相廬之手作并農事等

之<sup>レ</sup>以不相補候而者、日用相凌兼可申候。然<sup>レ</sup>也

御城下住居<sup>ニ</sup>而者、諸入用相増候間、是迄致

末候族も多<sup>ク</sup>ハ相止候<sup>ト</sup>付、古末之通在住居

<sup>ニ</sup>而、荒地開発手作致度於有之ハ、小身之

内役柄<sup>ニ</sup>寄、引越可被仰付候。併此節、在方

人不足候<sup>也</sup>。是迄百姓<sup>ト</sup>も<sup>ニ</sup>而置候<sup>レ</sup>辰子等

之<sup>レ</sup>争ひ抱、在方之人手<sup>ヲ</sup>以開発いたし候<sup>レ</sup>而

却<sup>レ</sup>而無益之申候間、小給之子<sup>ト</sup>才并親族<sup>之</sup>ニ

男三男等申合、又者在方辰子等<sup>ニ</sup>不居、農事

之事<sup>欠</sup>ニ不相成者<sup>ヲ</sup>召抱、手人教<sup>ヲ</sup>以荒地開

発いたし候<sup>様</sup>。右之族<sup>江</sup>御手<sup>当</sup>被下置、引

越可被仰付候。尚又勤番非番等之儀、追々御

沙汰可被仰付候間、望之面々郡奉行、勘定奉

行<sup>江</sup>承合之上<sup>ニ</sup>而申出候<sup>様</sup>被仰付候。此旨惣

触可被申<sup>候</sup>。以上

十月

大目付中

之あり、在宅希望の藩士の歸農を奨励している。

九代藩主繁親時代（一七九一—一八二五）寛政四

年（一七九二）には強力に藩士の在宅をすすめて

いる。御国日記同年八月二十一日の条に

一 今日大目付触左之通

去ル<sup>(天明三年)</sup>仰年凶作以末、慶田多有之<sup>ニ</sup>付、天明四

辰年十二月御家中之面々勝手次才、在宅之上

致開発候之<sup>様</sup>被仰出、又々寛政二酉年十月右

之<sup>趣</sup>被仰付、追々罷越候得<sup>ト</sup>母、御手<sup>当</sup>等<sup>共</sup>

引足不申、且田屋所并手寄之村<sup>共</sup>無之<sup>族</sup>者、

無<sup>様</sup>願等<sup>共</sup>申出兼候<sup>趣</sup>。相聞得候間、今度御

手<sup>当</sup>等<sup>共</sup>被仰付候。依之勝手相成候<sup>面々</sup>者、

願申出候<sup>様</sup>則左之通被仰付候。

一 知行取之面々、致在宅候者、知行四ツ物成之

積<sup>之</sup>以地方<sup>ニ</sup>被仰付候。右引越之儀知行所之

内、高之多有候<sup>村所</sup>江引越候<sup>様</sup>。

一 知行所方々有之手邊之所者、在宅近郷之地<sup>ニ</sup>

而、代地被下、元之地面者御引上被仰付候<sup>様</sup>。

一 大老寺、猿賀、尾崎三租之内、知行所有之族

者、一統御引上被仰付、其餘之村所より代地  
被下、在宅被仰付候。

一引越之面々居屋敷無之候者、百姓屋館江居宅  
取捨致往居、百姓屋舖物成者、相許候之様。

一知行所惣荒同様ニ而、引越可申付寄無之者、  
申出次第、代地可被下置候。

一引越之面々御手当被下置候。猶又右之外、家  
内人数多少ニ寄、里数次第引越料是又被下置  
候。割合之儀、悉細勘定奉行江申付置候。

一御側廻并勤仕繁諸役人之外、禄式百名以下之  
諸士勝手次第、願申出候様。在府勤番等之御  
定者、追而可被仰付候。

一知行四ツ物成之高被下置候上者、御軍用出銀  
等者、御定法割合之通上納被仰付候。

一御切米取之面々、是迄之通廢田爲開闢、在  
宅願着、是又可被仰付候。左向発地者、追々  
御切米高ニ應し知行ニ被召直、可被下置候。

一夫迄者、御切米四分一引ニ而被下置候。

右之通被仰付候間、勝手相成候面々者、願申  
出候様。猶又委細之儀、勘定奉行江申付候間、

出候様。猶又委細之儀、勘定奉行江申付候間、

承合候之様、此首可被申融候。以上  
八月

大目付中

とあり、在宅藩士の対照は藩主の側廻や重要役職  
の藩士は禄式百石以下であり、前二回のそれより  
は大幅に強化されている。寛政七年の「御家中在  
宅之被村寄ヘケ」によって領内各組の在宅村数と人数  
を表示すれば下記の表となる。

組名	村数	人数
赤石	七	一五
藤代	一八	八〇
駒越	二四	六二
高杉	一七	七五
大鷲	一一	二六
和徳	一四	一〇〇
堀越	一六	七八
田舎館	一四	五三
藤崎	一一	四三
柏木	一〇	二〇
常盤	一四	三八



一今日御目付融左之通

寛

御家中縁組之儀、御定有之候処、在宅之面々所縁有之族、以来畜産縁談之儀、願之上可被仰付候儀此區当番通用可被申觸候。以上とある。養子・縁組・養女・呼取等については以前より定めがあり一應の規準のもとで藩当局の許可が必要であつた。寛政四年二月二十日の定めとして「縁組之儀、養子同様町在御目見以上以下、難被仰付候。社人・修験・町医者勿論凡而不約合之儀、願申出間敷候」と従来の定を再認しているにもかゝわらず同四年八月の大規模な在宅実施後、一年を経る百姓との縁談を願の上許す方針を採つたことは中級、下級藩士の安費一致の政策を更に徹底させるものである。たゞし此等の藩士には勤番があることは重要なことである。また全九年正月廿五日の布達に

一御家中縁組之儀、御役柄不釣合候得者不被仰付候所、在宅之面々ハ所縁有之百姓縁談之儀願之上被仰付候ニ付、已未在宅御家中ノ常

増館	浪岡	赤田	玄田	玄須	飯詰	金木	横内	浦町	油川	後浮	木作新田	徳元新田	計
一一	九	一五	一〇	七	九	三	六	九	五	四	九	二	二五六
二八	三七	三六	一四	九	二〇	一一	六	一四	八	四	一一	二	七九〇

寛政六年四月頃まで引越完了を予定していたのであるが、引越を済るものにこの頃注意しているもので、この調は引越完了後のものである。

藤代組・駒越組・高杉組・和徳組・堀越組・田舎館組のような弘前を囲む村々に在宅した藩士が多いたことが分る。御田日記寛政五年（一七九三）十月の日の系に

府之御家中江 縁組ヲ 常府ノ 在宅江 縁組ノ 儀共、  
大抵御役柄不釣合ニ而も、願之上可被仰付候。  
とあり、家中間の縁組も條件が寛和されたのであ  
つた。御国日記寛政十年（一七九八）五月廿七日  
の采に

一 今日御家中一役一人江 相渡候書付左之通

覺

去年凶作以來、田畑荒地多、御收藏相減、御  
家中御扶助方難被爲行届、格別及難儀候又付、  
色々沙汰被仰付候處、上着候者、荒地開墾等  
致し、往々成立二茂可相成趣ニ付、土着被  
仰付候。然處、免角成立不申、却而難儀殊増  
之趣達御聽、前々之通以來、弘前住居被仰付旨  
被仰出候。本町割等出来之上、御半当向之儀  
者、在宅被仰付候節之通、可被下置候。左之  
様可被相心得候。猶町割出来之處ニ而夫々追  
而可被仰付候。

右之通被仰付候。此旨申達候。以上

五月

御家老

とあり、藩士の土着制を取止めたのであつた。未

在同年七月十九日の布達に

一 此度在宅御家中、弘前江 御引上被仰付候ニ付、  
已東百姓并不釣合之縁組願等難被仰付候。寛  
政四子年御触出之通、相心得候様。此旨可被  
申渡候。

とあり、縁組等の條件も土着以前に復したのであ  
る。江戸時代中期の経済思想家荻生徂徠（一六六  
六—一七二八）は武士階級窮乏救済策の根本は兵  
農一致の古に復すべしすなわち初期的封建体制で  
ある武士土着制をもつて唯一つの方策であると主  
張してゐる。弘前藩において土着制の株舌につい  
て首脳部の間に争論があり家老大道寺隼人・用人  
牧野左次郎等の藩政改革派が勝を制して土着制に  
踏切つたのであつた。『封内事實苑』の寛政五年  
の部に「一 説御家中土着之儀ハ富国強兵之基也と  
徂徠が政談などを備へ信じて時政人情を不辨儒生  
之僻見より出たる事ニて勘定奉行伴才助之徒の趣  
意なりとも申候由」とあり、寛政四年に土着令は  
出されているが、實際に在方引越の開始されたの  
は全五年秋頃であり、同書寛政五年の部には「扱

引越之節ハ鎗、狭箱爲持候も有、又ハ無儀之輩も有。乍去百石乞實目之御手当も被下候。付日頃之困窮ニ引替美々敷躰も有、各妻子近隣之別れを悲し町内二ハ今日ハ何某が在宅引越よとて、知るも不知も各門前ニ出向ひ友々送別を惜し落涙之躰、哀成さまなり。元末二百石以下四拾俵三人扶持以上と被仰付候得共、勝手ニ寄三百石者頭毛内なども在宅致、御側廻ニ四奉行日勤之分ハ当分御用捨之被仰付。但追々勤仕長屋出之所ニ而引越被候由、之引越の有様を述べている。この土着制も弘前藩において失敗し、引上藩士のためこゝに新に弘前町割の問題が惹起されるのである。

註①御国日記天明六年正月二十四日の条

②『封内事実苑』天明四年の部・津輕藩年表（

『青森市史 別冊 年表篇』所収）頁四七

③『封内事実苑』『永禄日記』慶長十五・十

六年の部

④『封内事実苑』元禄九年の部・森林助『津輕

弘前城史』頁八六一—一〇〇

⑤菊地玄衛『津輕信政公事績』、青森県叢書、奥富士物語』上巻・下巻

⑥豊田武『日本の封建都市』参照

⑦弘前市立図書館蔵

⑧『要記秘鑑』十四（弘前市立図書館蔵）

⑨『龍月集 諸事』四（右同）

⑩右同

⑪土屋喬雄『日本経済思想』、『東洋思想講座』

『オ三巻所収』

⑫『藤田家記』寛政五年の部に「当秋より御家

中在宅一統被仰付、大きわざト成」とある。

## 二 北方問題

天明の初期頃より蝦夷地は識者の注目するところであり、天明五年（一七八五）以来幕吏の領内を通過して渡海するものが漸く多くなり、寛政元年（一七八九）五月上旬国後蝦夷の騒擾があり、松前藩より要請あり次才鎮定の加勢するよう今年向六月廿五日に幕命があった。そのため今年七月十二日派遣軍主脳部の人事を決定して派兵の準備

を進めたが、松前藩が独力で鎮定したため派兵中止となり領内の緊迫感も平靜となつた。

寛政四年(一七九二)九月五日露使ラクスマンは我が国の漂流民三人を護送して根室に着岸している。同年十一月二日に目付石川六右衛門(四日改名)・西丸目付村上大守は露使接待と漂流民受取の命を受け、以後宣諭使と唱へることにした。

翌三日宣諭使警衛のための二組の人数を松前に派兵すべき幕命をうけている。今年十二月十日には宣諭使警衛の物頭として諸半物頭山田剛太郎、全都谷森甚之助の二人が任名され、目付兼玄左衛門、寄合長尾忠左衛門等の幹部も任命されている。

十二月十八日には松前より今回の露使接待に要する米三千石借用のため使者が来弘している。宣諭使の一行は翌五年正月廿二日江戸を出発し、二月十八日青森着、廿三日には三馬屋に着、三月二日順風で出帆、則日松前についている。弘前藩よりの警衛の二隊は三月十二日に三馬屋出帆、同日松前に到着した。宣諭使は六月二十一日、同二十四日の二回露使と接待し、七月十六日露使の箱館出

帆を見届けて、その任務を果たしている。また七月二十二日には南部、津軽の兵は松前を出発して帰国したのである。

老中松平定信の北海防衛計画の一つに、南部領田名部辺と津軽領三馬屋辺三、四千石宛公領として遼国奉行を置くことが載せられている。石川・村上両宣諭使として任務を果し、上命により七月十八日より江差地方を巡視して松前に帰り、同月廿八日松前より則日三馬屋に着岸、翌廿九日より津軽領沿岸を巡視、八月廿五日狩場沢を経て南部領に出て、更に南部領北郡海岸を九月十三日まで巡視して、十月七日に江戸に帰つたのであった。

津軽沿岸地方の上知に南する資料として海辺二十ヶ村の最近五ヶ年平均取納調を御鏡口役兼勘定奉行伴才助は持参して寛政五年二月八日弘前を出発して同廿九日江府着、二月末頃幕府にこの調書が届けられてるやうである。外国船漂着に臨んでの対策は絵圖を附して提出せよと五年三月十九日幕命あり、宣諭使が松前滞留中海辺通絵図地名と村々枝村、海辺里数、休泊地等迄まで巡視の目

付に差出している。幕府は国防上精密な絵図を必要とし、弘前藩もまた同様であつたため、従来<sup>(1)</sup>の絵図の不備を痛感して同年九月二十一日に至急絵図の調製を勘定奉行菊地寛司・山奉行竹内長左衛門に命じている。翌六年の末に出上つてゐる。これと平行して領内の御村帳も作製したのであつた。寛政六年十二月廿七日の幕命による外国船漂着の場合に処する武備は翌七年五月に届済みであり、それに伴う遠見番所も八月に整備されている。

### 三 法令の整備

寛政三年(一七九一)五月より調査が開始された津輕領の御郡内惣人別帳(戸籍簿)は同六年(一七九四)に至り漸く出上り、十一月十六日藩主寧親の高覧に供している。同四年九月十五日には家業札を掲げるよう布達している<sup>(1)</sup>。同三年十一

月四日全四年十一月九日には刑罰違反の制を改め、又同七年六月三十日には<sup>(2)</sup>鞭刑に<sup>(3)</sup>き改正している。寸なわち寛政時代刑法の改定も行われていたのである。また才<sup>(2)</sup>節で述べたように御村帳の作製や絵図の調製も藩政上の重要な仕事である。

同三年十一月十八日には領内に備糧の制を定めてゐる。この制の創設年月は不明であるが、寛保十一年(一七二六)正月・安永七年(一七七八)十二月にも備荒貯蓄の藩令があり、天明三年大凶以来改めてこの令を出したものである<sup>(4)</sup>。この制は八代藩主信明の遺命であり、九代藩主寧親時代寛正九年(一七九七)六月にこの制度が完成している。

註(1) 封内事実苑 寛政四年九月十五日の条

(2) 御国日記寛政三年十一月四日の条、青森県

史才二巻 頁五四七―五五〇

(3) 御国日記寛政七年六月三十日の条

(4) 大塚與吉「本県における備荒貯蓄に關する調査」(青森県女子師範学校「郷土教育資料」才一輯所収)

⑤外崎覺『津輕信明公』頁七八―七九

#### 四 綱紀の肅正と風俗の矯正

寛政元年十月十七日には百姓は奢り、別して婦人の衣類は華美となり、また家中の上級のものも同様であり、農村にも商家が多くなつたが、これは農事の障害となり、農村の二・三男は農を厭つて、都会に出ようとするため、人手が不足となり、飯子等も高給を望む故、田畑の手入も不十分である。検見についても不正があるようである。以上の理由で農村の衰微を来すので、今後十分注意するようにと郡奉行に訓令を与えている。同二年二月十一日には町、在の衣食住の奢侈を戒め、美服着用のもが見付かつたときは、その衣類を取押えるように命じている。同年四月二十八日には青森町の男女八人の衣類を町同心が取上げて勞役を命じている。同年四月二十三日には弘前の町人が、

青森、鯉ヶ沢の遊女を招き屢々酒宴を催したため、家屋敷は取上げ三里追放するなど遊興、奢侈・美服着用は徹底的に取締つてゐる。同年十一月二十

五日には藩医六名の研修不足を責め、同三年五月二十二日には町人等の重役に対する非礼を戒め、同年六月七日には僧侶の非行を正し、同二十五日には奉行、右筆等の機密保持を注意し、寛政五年三月十八日には賭け碁を禁止するなど大いに風俗の矯正と綱紀の肅正を計つたのであつた。

寛政元年九月一日幕命による孝行者・善行者の調査を命じ、同四年二月十七日には町人、同二十日には町医の善行を賞し、また藩士の精励、百姓の農事熱心は常に賞せられてゐる。武芸の奨励も勿論であつたが、藩主の高隨試合出場者資格は、御目見以上であつたが寛政二年十月二十五日には以下であつても優秀者は師範よりの申出により出場出来るように定められてゐる。

註 本節の資料は弘前藩日記による。

#### 五 松平定信と津輕信明

天明三年の秋より同四年春にかけて諸国凶作、徳川実記に天明四年十二月には「此年の夏秋回

々凶荒して米價騰貴し。諸民飢餓にまざるものおほし。その中にも奥羽の地はことに甚しく草根本皮はさらなり。あらゆるものまでとりくらひしが。秋の半より疫病大に行はれ。又其患にかゝりて死せしもの少からずといへり。とあり奥羽地方が最も甚しかつたのである。十一代將軍家齊は天明七年四月秘職、天保八年(一八三七)四月職を辞している。天明七年(一七八七)六月奥州白河の城主松平越中守定信(一七五八—一八二九)を按擢して老中の上座とし、ついで同八年三月には將軍補佐を命ぜられている。定信は老中上座となるや、大いに綱紀の肅正を計り、不正官吏を罰し、風俗を矯正し、文武の振興を計り、また経済の改善等所謂寛政の改革を実行した。この頃露國等の波束等あり、海岸防備等困難な外交問題も生じた。寛政五年七月二十三日願により老中及び輔佐役を免んせられ、溜詰となり少將に任ぜられている。定

信の在任は約七ヶ年であつた。才二節で述べた津輕沿岸地方の上知問題は石川、村上両宣諭使の帰任は寛政五年十月七日であり、定信の退職以後で

あつたため上知は中止となつてゐる。外崎覺著『津輕信明公』によれば八代藩主信明(天明四年二月襲封、寛政三年六月卒享年三十才)は定信に師事し、定信また信明を高く評價したとのことである。

寛政三年五月より調製の開始された御郡内惣人別帳すなわち戸籍簿は藩政の重心であり、この調製開始は天明三年の凶荒によつて領民の大量死亡と離散を来したが、領民の救恤も寛政二年にいたり一應平靜になり、離散の農民も本居に落付き農地の復興に本腰を入れる段階に來たことを意味し従つて藩当局もその実体を把握して本格的施策を施しうる状態になつたことを意味する。事實寛政三年の頭初に大いに人物を登用して政治改革の方法を講じたのであつた。才四節で述べたことは松平定信の方針と殆んど同一であり信明の方策の内には定信の影響があつたことは否定し得ないのである。信明は下級藩士の意見をも取り上げようとした。寛政二年三月十五日に御手廻小笠原喜藏(御中小姓小笠原作内の子)は財政建面の建言を藩

主信明に直言するの許可を得、三月二十二日弘前  
発、四月八日江戸藩邸着、目的を達して五月五日  
に江戸を出発して帰弘している。彼の建策は特別  
なものでなかつたが、その忠勤を賞し、江戸出発  
に際して金五両の手当を賜つた。このように下級  
藩士の意見をも採り上げようとする態度は広く人  
材を登用することに通じ、事実翌三年には実行し  
て政治の改善を計つたのであつた。

定信は学向を好み、白河藩士に対して文武を奨  
励し、老中上座となつて直ちに文武奨励の令を發  
し、寛政元年七月には文武出精のものには不時に  
抜擢・昇進を行うし、不出精のものには家督相続  
をしても父の勤役をつが止め旨を申し渡したので  
ある。あらゆる学向あらゆる芸業は人物を磨き上  
げるといふ信念に燃え、身をもつてこれに徹し、  
領主としても、執政としてもこの信念のもとで經  
緯の上に実現したのが定信の興学の根本であつた  
ので、右のことは当然であらう。信明は興学に対  
して如何なる方策を有していたであらうか。これ  
に關して次節で述べる。

註(1) 青森県史 卷二 頁四九一—五〇〇

(2) 拙稿「津輕沿岸地方の上知向題と国絵図改正

」(一) 弘前大学国史研究 才了号)

(3) 三上参次 江戸時代史 下巻 頁四三〇—四三三

(4) 石川謙 近世の学校 頁四八—四九・三上参

次 白河樂翁公と徳川時代 頁一〇三—一〇六

(5) 之竹岩造 日本教育史の研究 卷二 頁二六

—七八

## 六 学問の奨励

天明五年三月二十四日信明は参勤のため弘前を  
出発したが、出発当日藩士に対しつぎの諭告をし  
てゐる。

其方共数年及難渋候事故、夫々沙汰も申付遣  
度心懸候処、去年も不作ニ而秋石ニ至、手繰  
方甚六ヶ敷場合ニ候得共、無理ニ旧冬夫々作  
少分、取続方も申付、某心底も能々察候而、  
如何様にも取続出精ニ可相勤候。且又有間敷  
事と覚候へとも時変難斗、万一如何様不作等  
有之候而、反飢饉候程之大変有之候共、武士



道堅固ニ相守リ、因之恥辱ニ及候事有之間敷  
心懸可爲專一候。万一步モ武士道相背候筋有  
之候而者、天災相逃候共、某か嚴科、全道申  
問敷候。

一 惣而、家中之者トモ其身之言行相慎、奉公向  
出精相励、某か心底を察、日夜無油断心懸可  
申候。入部後、家中風義察候所、不正之者モ  
有之様子ニ相覓得候。併未宛ト不見定候故、  
不反礼明令參府候。惣而家中之内、言行正敷  
者以弥其善を研ぎ、不正之者ハ其惡を改、互  
ニ正し合、明年下着迄家中風儀モ相直リ、某  
致安堵候様可致候。惣而、言路塞候而ハ、上  
下之情不通候故、一統言上書差出候様申付候  
得者、其内勝手次才不正不礼之筋トモ申出候。  
一言。ても 其者之善惡邪正相分候事ニ候。  
右躰之書付差出候者共、一々礼明可申付候へ  
とも、此度者初入之事故、先令容赦候。銘々  
心得違之筋、と得心を以鄙劣不正之心云責、  
己末左様之事無之様可致、向後右躰不悻之筋、  
於有之怠度礼明可申付候。

一 惣而、家中學向之致方不宜趣有之候。聖賢之  
書を讀、能人倫五常之道を知、銘々其身之爲  
行事肝要ニ候。唯詩文章のミニ相抱妄言、口  
を事ト致候は不益之學向ニ而、直實之爲致候  
申向專一候、其外武芸不懈出精可致候。師  
範之者モ同意相心得、家中取立可申候。

（この外三条略）

才(四)節で述べた綱紀の肅正は襲封当初藩士に通  
達しているを文字通り実行したのである。また受  
言函を江戸邸と弘前城内におき藩士・農商人の公  
訴を許し、言路を滑かとし下情上達の機とし、投  
函の封書は毎月晦日藩主自身点検しその処置をし  
ている。(2) この外小笠原喜藏の例のように下級藩士  
の建言を直接に聴いている。武芸は勿論のこと  
あるが、學向、実學としての學向の奨励を襲封時  
より意図していたことが右の論告は示している。

従来山崎圖書が毎月二、七の日に評定所におい  
て儒書の講釈をしていたが天明三年十月齒痛のた  
め一時中止となり、同五年一月より二・七講釈が  
再開されている。御国日記同年正月十八日の条に

一今日御目付融左之通

寛

未ル廿二日分於評定所、山崎圖書備書講釈有  
之候。年始初而之儀、付罷出候面々常服麻上  
下着用致候様。左定日講釈之節者、一統肩衣  
着候様可被仰付候得共、先達而或被仰付候通  
御時節柄故、御用給被仰付候間、幼少之族等  
不行作之儀無之様。此旨向寄可被申候。

御目付中

とあり、年初の講釈であるが凶荒儉約中であるた  
め出席者は平服でよいことになり、二の日は小学  
七の日は左伝と定められた。ところが三月になり  
て歯痛のため門才伴戈助、唐牛大夫が一時代講す  
ることになった。伴は当時林家入門の儒者であり、  
天明元年に遊學より帰弘しており、唐牛は弘前に  
おける山崎の高弟であり、寛政三年に聖堂に入門  
している儒者であった。

才(五)節に述べたように寛政三年より八代藩主信  
明の経論がいよ／＼結につく段階であり、この年  
幕政は強化されるのである。御国日記寛政三年三

月二十一日の条に

一今日大目付融左之通

寛

於評定所、此末一ヶ月三度五々之定日、而賣  
田孫大夫、岡本兵馬、横嶋勝右衛門江兵衛講  
釈被仰付候間、(式本全書)全書免許之族、未ル廿五日よ  
り御家中大小之諸士勝手次第才罷出罷出致候様。  
一於同所、御手廻組頭、御馬廻組頭、御留守居  
組頭、組中之武芸此末一年四度、三月六日、  
五月六日、八月六日、十一月六日定日相立見  
分。致候様、被仰付候。付、其節三組之外他役  
たり共、銘々芸術見分、入申度候有之候ハ  
、勝手次第同所江罷出候様、被仰付候向、  
師範之向々或左様相心得候様、被仰付候間、  
此旨可被申候。以上

三月

大目付中

とあり、兵書講釈の定日を五の日に定め、又武芸  
見分の定日年四面を定めて、兵書、武芸の教育強  
化を計り、また同五月七日の条に

一三之九評定所於御座敷、手塚玄策、伊藤春益(表医)(同上)

・北岡(同上)太本儀、月九々之定日、而文武講席

之通、醫書講釈被仰付候。右定日、御志醫不

残出席被仰付候。右町在之醫者、勝手次第罷

出、承候之様申付旨、郡奉行・町奉行・御目

付・御醫者江申遣之

とあり、医書の講席を九の日に設け、評定所における講釈は儒書・兵書・医書の三科目に増加した。

藩主信明は此年五月十一日参勤のため弘前出発、

同年二十九日着府したが、旅行中大病となり着府

後病床に臥し、二橋侍医石川玄常・幕医橋宗仙の治

療をもうけているが、ついに同年六月二十二日年

三十才で卒している。

この頃江戸邸においても月並講釈が行われていたが、担当者村田中兵衛(右筆)が多忙のため寛

政四年の初頃より表医者波江道陸・全服部道立の

両儒医の二人と申合せ、三人で講席をもっていた。

同年四月廿五日の江戸日記に

一今日御目付融左之通

寛

此度村田(右筆)伝次儀、御家中若年之族江於御座形

礼式・雙方致指南候様、被仰付候間、御家中

部屋住之嫡子并二男・三男迄罷出稽古致候様、

之部屋住之族不限、礼式心懸申度面々罷出

候而、致稽古候様、被仰付候。此旨可被申融

候。以上

四月廿四日

御目付中

寛

上原云永・桐山正哲義、於御座形、醫書講釈

被仰付候間、御医師之分不残、部屋住之夜迄、

一統罷出致聴聞候様、被仰付候。此旨可被申

融候。以上

四月廿四日

御目付中

とあり、弘前城における講席の内容とは多少相違するが、若年の藩士に対する礼式、医者に対する

医書講釈が開始されている。

この頃の落書に「九は病ニ七儒書に五兵学サマ

三六は騒ぎなりけり」とあり、松平定信の文武奨

励に対する獻歌「世の中にかほとうるさきものは  
なしふんふんというて夜もねらふ」に比するものか。

註 本節の資料は主として弘前藩日記による。

- ① 封内事実死 天明五年三月二十四日の条
- ② 前掲書 津軽信明公 更四二

### 七 学校の創設

評定所における儒、兵、医の講席設定は所謂講  
席であつて、これより組織が拡大強化されていよ  
／＼学校の創設となる。

弘代藩主寧親時代寛政六年（一七九四）八月十  
一日津軽図書は用人となり、その相当行考は学校  
取建につきその御用であつた。十六日山崎図書外  
五名は同様御用懸を命ぜられてゐる。御国日記同  
八月十七日の条に

一 於覽之間、中書申渡之覺  
（用人津軽）

山崎圖書外五名

此度、学校御取建ニ付右之面々、江別紙書付を  
以、図書江相渡之。直ニ同人諒之。早而又々

申渡之覺

委細以書付被仰付候通、能々相慎候様。万一  
相違之言行於有之者、愈度御礼明可被仰付候  
間、各能々細心得候様被仰付之。

九月一日にも御用懸二名任名となり八月十七日と  
同様なことをしている。十月には次の布達がある。

夫学校は礼儀を講し人道を明にするの基にし  
て、孝悌忠信の教皆是より出る事に得へは、  
貴賤となく皆学校に入り、教を受ける事古の道  
に候。是迄御家中諸子厚く學術に志候者も、  
学校の設無之故、其業を遂兼、且子才も文武  
の學術存通の通、爲致兼残念に存候はんと、  
（弘代藩主信明）  
御先代様思召被爲繼、学校御取立之儀被仰付、  
御家中の子才一統、盛に文武の道相嗜候様御  
敬尋可被爲成旨、被仰出候。且学校御建立の  
義、明春より御造宮被仰付候間、諸士一統右  
の心得にて其子弟へ能々申含め、今より銘々  
學術精勤の志相立、後日入学の力に相味候様、  
可被相心得候様。猶入学の規式、并其外委曲の  
義は追々可被仰出候。

十月

九月十日には現在の東奥義整敷地にある津輕藏人（御馬廻組頭）・忝田育才（御馬廻組頭）・進藤太郎左内（御旗奉行）・木村空之助（諸手足頭）・松浦甚五左衛門（御用人）・豊嶋勘左衛門（御用人）の屋敷を引上げ学校用地に定めた。総坪数六千五百七十七坪余であつた。

十月一日には津輕中書は永孚と改名し、閏十一月十五日には竹内衛士（諸手物頭）は学校御用懸に任命され、十二月二十八日には野呂登外四名が学校兵学御用懸を命ぜられ、野呂は選取であつた。また同日伊藤春彦（近習医）、古郡蓮作（同上）外十名の藩医も学校医道御用懸に任命され、伊藤は頭取であつた。翌七年三月二十日には古郡も選取に任命されている。

寛政六年（一七九四）十一月にはつぎの布達があり、学校入学生徒の内容が分る。

先達而、被仰出候学校御取違之儀、夏太之御造官ニ候得共、要用之處ハ末三月頃迄、出来候間、御目見以上之子才一統入學被仰付儀也。

一 孫二百石、長柄奉行已上之嫡子十歳々入学致候様

一 同百五十石、四奉行以上之嫡子十歳々十五歳迄願儀様。

一 二男・三男一統十歳以上不拘年齢致入学候様。

一 十歳ニ而入學之族、十五歳ニ至候者、一統兵学兼學候様。

一 親並之族、大寄合より長柄奉行以上之面々、文武之諸芸爲修業、学校へ罷出候儀、勝手次才向之上被仰付候。尤若年之族ハ入學願候様。

一 親並之族、長柄奉行以下是又勝手次才。若年之分ハ右同様。

一 文武之諸道、故有之、一芸へ計入學之儀も願ニ寄、可被仰付候。

一 御目見己下ニても、諸芸格別之分、其師より申立ニ寄、可被仰付候。

一 入學之族、在府ハ一統通學、在宅ハ学寮住居被仰行候。

この入學資格によつても分るように御目見以上の子才は必ず入學、御目見以下の子才でありても優

秀である。と師の証明があれば入学を許可した。以上で該当しない子才創えは平民は寺小屋にて学するより勉学の方法がなかつたのである。

寛政七年（一七九四）正月末頃には学校建物の造営にとりかゝり御用人津軽永孚はいよく、忙になり、二月五日には学技御用大方片付く迄御用番御免となつた。七月五日にはこれまで評定所における講釈日が以後三、八の日に変更となり、八月には入学資格につき再び布達があり、その内容は六年十一月の布達を更に詳しく説明したものであり、

一 在宅之族、学寮住宅ノ分親並ニ外一人扶持被仰付候。其他賄方違・味噌薪炭並被下置候。其目立つてゐる。すなわち方寮の食費は無料となつたのである。

寛政八年（一七九六）正月十一日には学校数等御用懸中田勇藏外一名が任名になり、二月十九日には馬術、武芸各派流義の学校御用懸が任名になつてゐる。しかし各派毎の道場は建築出来ぬため、学校道場のない御用懸は是迄の通り、自分の道場

で稽古するよう三月一日に通達してゐる。

三月十五日には学校職制を定めてゐるが、その職制はこゝでは省く

四月七日にはつぎの布達があつた。附方

旧年七月被仰出候通、学校御建立之義莫太之御進營、怒御成就之所ハ、極而末月上旬迄出来之様子ニ付、御下向後早速入学被仰付之。

依之、旧年被仰出候通、御目見以上之子才入等願之義、当月中六々申出候様被仰出候。

右の布達より寛政八年四月上旬入学生の募集を開始したことが分る。幕主寧親は四月三日江戸出發、途中日光齋参拜して四月廿四日に着城してゐる。四月二十三日には学校棟上がなつた。五月の布達に

先達而、御触被仰付候在宅之二男、三男、学寮惣出来無之内、在府之親類寄宿并在宅所より通稽古相成候様計、入学被仰付候ニ付、二男、三男入学之志有之様、願書出兼候趣も相聞得候間、総学寮へ追々御取建被仰付候得共、学寮荒増出来候ニ付、此節より二、三男之介

モ学寮住居被仰付候間、志之移入学慶差出候様被仰付候。

とあり、最初の入学詮術では在府のもの、在府の親類に寄宿出来るもの、在府所より通学出来るもののみ許可になったが、五月に入つて学寮も大方出来たので学寮生活をも入學許可したのでありた。御国日記寛政八年六月二十日の条に

一今日ハツ時過之御供揃ニ而學校江御出被遊候とあり、藩主寧親の學校參觀あり、六月には一應校舎は完成したと思われる。六月二十三日には医学・武芸以外の学官の任命あり、六月二十八日には學校鎮地築が行われた。御国日記六月二十八日の条に

一今日於學校、鑿地之御祭有之候ニ付、左次郎(愛左松守)被相詰候。右御用ニ付、(用人・金吾・賴母・永孚三)入學校江相詰候。今日助御用番右左衛相勤候。

とあり、この日が現在の東奥義塾の創立記念日に定められている。この内亭史苑には「同廿八日學校御移徒有。御礼式八時相済。則日御用整之面々一総江御秘被下置之但學校舊古館と号す」また

「この日家老牧野左次郎、惣司津輕永孚長袴着、小司衛士(竹内)、圖書(山崎)、登(野呂)等上下七人ツ、學校目付上下四人其外上下三人ツ、ニ而引移。此箇入學生凡三百余人也」と記されている。八月朔日の布達に

一ニ々之日考經、四々之日武敬全書、七々之日論語、五々之日孫子、於學校、月々右之通、講釈被仰付候間、聽聞ニ罷越候様、其日四ツ時已前、學校江罷越候様。右講釈初之義、末ル七日相初候様被仰付候。

一末ル七日於學校、初而講釈被仰付候間、聽聞ニ罷越候面々、麻上下ニ而罷越候様、五々之日孫子講釈江罷出候着服ハ右之通、相心得候様。亦聽聞之儀、是迄三ノ丸講釈之通(評定所)一御目見以上之面々勝手次第、罷出候様。是又平日講釈江罷出候面々、長柄奉行以上、縫屑衣ニ而罷出候様。

一於學校、講釈被仰付候間、三ノ丸講書、兵書講釈御止被仰付候。  
一先頃入學慶相済居候面々、末ル三日入學いた

し候様。左前髪有之面々并幼少之羨者、親類之内吾人附添罷出候様。

一 以未入學願之面々、月々三日入學致候様。左其前方入學之儀、諸事學校目付江承合候様。

一 入學願之儀、已未學校惣司取扱、御用人津輕永孚名宛ニ而、差出候様。

一 時々學校江罷越候面々、来ル七日より學校江罷越候様。左麻上下ニ而罷出候様。右之通席舐、津輕永孚殿より被仰付、文々申候候。以上

とあり、學校創設の上は評定所における講教も八月七日より學校を行ふようになった。

また八月には學校の武藝道場も出来、各流派の師範も任命されてゐる。九月七日の布達に

此度學校中医道教授方被仰付候ニ付左之通

一 表医者格以上医家之子才、十歳より十三歳迄之内、必入學致候様。其外一歳断在共、拾歳より十五歳迄之内入學致候様。

但故厚有之羨、其子細申出ニ寄、年迄可被仰付候。

一 断在医之分者、医業相統之儀、勝手次第之事候。医業相統致度羨者、其子才必入學致候様。必入學無之者医業相統難相成候。

一 御家中二男、三男并其町、在之者迄、一統医術相望候羨者、入學被仰付候間、望之面々願申出候様。

一 御家中二男、三男、此節医業相勤罷有候羨、何科、誰自才、当辰何歳(八年)之申儀并同居、別居之儀共申出候様。

一 於學校、医道教授方被仰付候得共、學校不殘御成熟無之内、手狹ニ付、惣御出来迄之内、三ノ丸於評定所、教授方取扱被仰付候。依之在宅并、在医之子才、常府親類(私前)或者其父之常

府御長屋ニ應有、通ハ稽古并路程近キ在宅より通ハ、稽古勝手次第、学寮拜借之儀ハ、分難被仰付候。左學校惣出来之所ニ而、学寮拜借被仰付候節者、御家中並合之通、賄米并御賃、喧嘩者被下置候。

右之通被仰付候間、来月中、向々支配頭江入學願出候様。





之間、表方者御勝手座敷三之間江相詰候。右  
罷出候面々、服紗小袖麻上下着用罷出候。右  
御書付左之通。

覺

古より学校者、礼義を講し、人道を明らかに  
するの基にして孝悌忠信の教是より出る事に  
候得者、貴賤となく皆学校に入敷を受け候事  
に候。仍而去年中被爲繼御先代(八代藩主信明)様之思召、於  
御国許、学校御取建、御家中の子才専らに、  
文武の道相嗜候様被仰付候。猶又此度於江戸  
表、学館御取建、文武の道夫々師範を設立、  
敬導被仰付候間、自分ハ勿論、桶子、二男、  
三男迄入学致し、孝悌忠信の教に隨ひ、文武  
の道無懈怠出精致し候様被仰出候。以上

十一月

御家老

右の覺書のように、江戸の学館の入学者は藩士自  
身の入学を奨めてゐるが、稽古館のそれより強化  
されてゐること亦注目される。藩日記に散見する  
資料を整理すれば職制は大司、小司、司監、司読  
、司履、伝者等あり教科目は諸芸、算術、武道等

の外に医学がある。この学館は弘道館と唱えられ  
てゐる。

稽古館(8)、弘道館は八代藩主寧親時代に創設にな  
つてゐるがすでに述べたように八代藩主信明の計  
画であることは明らかである。弘道館は後に中斷  
し、稽古館は縮小するが、その経過について述べ  
ることは本稿の目的でないので、では省略する。

註①別紙は藩日記に園出し得ないが、文部省史料  
館蔵「学校取立」付申渡候書付に掲げられ  
てゐる。

覺

今度各儀、学校御用意被仰付、追々学校之規  
式御制作成就之上、夫々司職可相分候。其節  
各延職可被仰付候。一体、学校者教之出所候  
得者、学校中諸官相勤者、不撰其職、一統言  
行不正候而者御教化不行事候。依而、各儀備  
々言行動作稽於典法徳道、猥褻淫鄙之談者勿  
論、苟發戯言行非礼候儀、無之様可慎候。且  
之、人若猥褻淫靡之談致候共、決而應對不致

候様。雖居家之時、帶着袴、言行動作夙夜不怠相續、可爲家人之儀表義才一候。飲酒者能行禮、献酢旅酬並親戚尊貴或高老之交きは別之事候得共、是辭気容貌候程不可及酌酩候。其外平生之出会者固可致断酒候。併居家養生並年齒六十以上飲酒之儀不苦候。以上  
八日

②地積八十坪の説あるも本文は正しい。これについては別稿に譲る。

③例えば『青森県史』才ニ巻頁五九三―九四・『日本教育資料』巻三にあり。

④願書の様式等についてはこゝでは省く。

⑤前掲『青森県史』頁五九九―六一〇。

⑥拙稿「弘前藩と白井彦雄」(『東奥文化』才九・十合併号)

⑦拙稿「弘前藩医桐山正哲」(『日本厂史』才九七号)

⑧稽古館の教科目は経学・兵学・紀伝学・法律・書学・天文曆学・数学であるが、学校の縮少と同時に減少し、幕末に至つて蘭学をも入れている。本稿では此等については省略せり。

校舎の構造についてもこゝでは省略せり。以上については別稿に譲る。

むすび

藩校成立の基盤である当時における弘前藩の内情を觀察したのであるが、こゝに弘前藩における寛政の改革を見出す。天明大凶荒以来領地の復興のためには士風の刷新・風俗の矯正のために教政の強化として学校の創設を解釈しようとした。稽古館の創設の要因は弘前藩特有のものであるたろうか。「藩立学校創設の趨勢に關する調査」によれば天明二年より享和三年間には五十校の創設あり、江戸時代の教育史上空前絶後の盛況である。かくす此は稽古館の創設は当時の風潮であつて、藩政上有能人物の大量養成しようとする藩は多かつたことを意味するのである。

筆者の試みに御批判を期待するのである。

註①石川謙『学校の発達』頁二三二

(本稿は昭和翌年10月12日東北教育学会において口頭発表せるものを補正加筆したものである)